

消防本部では、毎年春と秋に各家を回って、台所やストーブなど火気のある場所を点検し、火の用心についてアドバイスする「防火点検」を実施しています。



# 火災・交通事故<sup>ゼロ</sup>の年末に

生活安全課

消防本部  
(☎231・0355)

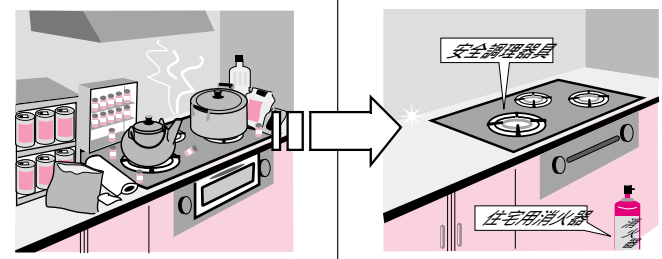


市内では例年、年末の交通事故件数が他の時期よりも増加します。また暖房器具の使用や空気の乾燥などにより火災の発生件数も多くなります。一人ひとりが安全運転や火の元チェックを心がけて、笑顔で新年を迎えましょう。

## 点検しましょう 日ごろの防火対策

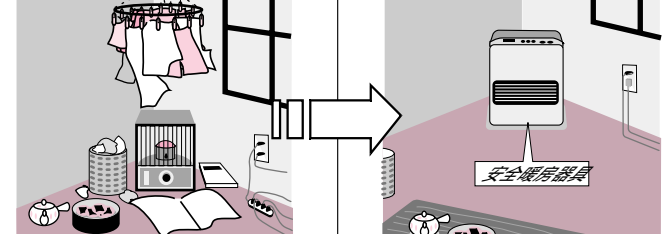
### \*台所で

- ガスコンロの周りに燃えやすいものを置いていませんか
- 冷蔵庫のコンセントにほこりがたまっていませんか
- 調理中にガスコンロのそばを少しでも離れるときは、必ず火を消しましょう
- 住宅用消火器を備えておきましょう



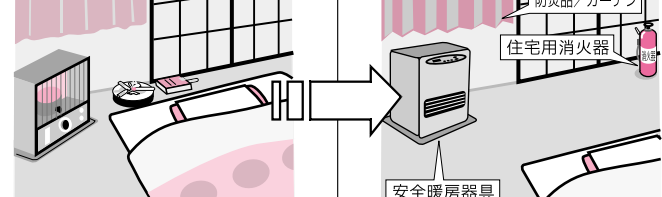
### \*居間で

- ストーブのそばに燃えやすいものを置いていませんか
- タコ足配線、電気コードが家具などの下敷きになっていませんか
- 仏壇や神棚の火をつけたままにしないでください



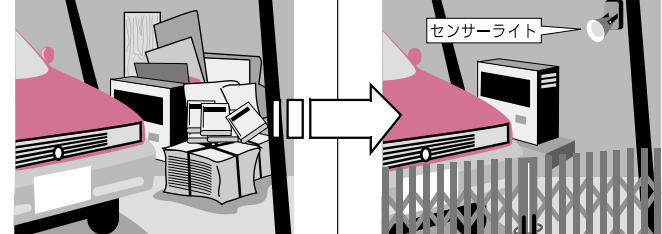
### \*寝室で

- 就寝前には各部屋の火の元や、避難路をチェックする習慣を
- 寝るときはストーブの火を必ず消しましょう
- 寝たばこは絶対にしないでください



### \*家の周りで

- 家の周りに可燃物がないかチェックしましょう
- 外灯を付けるなどして、家の周りを明るくしておきましょう
- 夜間に、ごみ置き場にゴミがないように。ごみは収集日の朝に出しましょう



## 歳末火災特別警戒

### ●期間中体制を強化

- ①巡回広報での呼びかけ
- ②夜間巡視
- ③消防水利の点検確保

消防本部・消防署・消防団では、12月25日(日)から31日(土)まで「歳末火災特別警戒」を実施します。期間中は、特に消防体制を強化し「巡回広報での呼びかけ」「夜間巡視」「消防水利の点検確保」など万全な体制を整えています。去年、市内では火災が60件発生し、死者1人、負傷者18人が出ています。今年も10月31日現在で火災が38件発生し、死者1人、負傷者6人が出ています。放火の疑いなどが主な原因ですが、たき火、こんろなども上位を占めています。左表の防火対策を参考に、火災予防に心掛けましょう。

## 年末の交通事故防止運動

12月11日(日)から20日(火)までの10日間、「年末の交通事故防止運動」を実施します。年末特有の交通量及び飲酒の増加など、交通事故が多発することから、一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ることを目的に「無事故で年末笑顔で新年」をスローガンに掲げます。今回は、①飲酒運転の追放 ②歩行者(特に高齢者)と自転車の交通事故防止 ③シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底の3点を重点項目としています。家庭・職場・地域で交通事故防止に取り組み、正しい交通ルールとマナーを実践しましょう。

## シートベルト・チャイルドシートの着用を

去年、全国のエアバッグが開いた自動車事故のうち、シートベルトを着用していなかった場合の致死率は、着用していた場合の9倍にもなります。また、チャイルドシートでは、着用しなかった場合の交通事故による致死率は、着用した場合の5.3倍となっています。自動車に乗るときは、必ずシートベルトやチャイルドシートを着用しましょう。

からだに合ったものを選びましょう

<p>乳児用</p> <p>身長70cm以下、体重10kg未満 生後0~12カ月 くらいの子ども用</p>	<p>幼児用</p> <p>身長65~100cm以下、 体重9~18kg 1~4歳 くらいの子ども用</p>	<p>学童用</p> <p>身長135cm以下、 体重15~36kg 4~10歳 くらいの子ども用</p>
---	--	---

正しい姿勢で運転しましょう

- 肩ベルトは肩の中央にかけ
- ハンドルに近づきすぎない
- ペダルがきちんと踏める
- シートベルトは背もたれを起こし、シートに深く腰かける
- シートベルトにねじれやたるみがない
- 腰ベルトは腰骨の低い位置にかけ

### ●重点項目

- ①飲酒運転の追放
- ②歩行者(特に高齢者)と自転車の交通事故防止
- ③シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

## 飲酒運転 絶対しないで

年末は、何かとお酒を飲む機会が増えます。飲酒を伴う会などへは、公共交通機関を利用し、自動車を運転して行くことはやめましょう。●致死率は「飲酒なし」の6倍以上 飲酒運転による事故は、約20件に1件が死亡事故です。「飲酒なし」の事故に比べて死亡事故になる率が6倍以上にもなります。また、飲酒運転による事故の9割以上は、「酒気帯び」や「基準値未満」などの、軽度の飲酒によるのが実態です。

## 厳罰です!

- \*酒酔い運転 → 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- \*酒気帯び運転 → 1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- \*飲酒運転の教唆・幫助 (飲酒運転をそのかしたり、飲酒運転となることを認識しながらドライバーに車両を貸したり、酒類を提供したりする) → 刑法により処罰されることがあります
- \*飲酒運転の人命・容認 (事業主や安全運転管理者など、自動車の使用者等がドライバーに飲酒運転を容認する) → “酒酔い運転”の人命・容認は3年以下の懲役または50万円以下の罰金、“酒気帯び運転”の人命・容認は1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- \*飲酒運転の検査拒否(呼気検査を拒否・妨害) → 30万円以下の罰金



呼気検査拒否は30万円以下の罰金

## 青色回転灯付き車両 巡回中

市では、「えびな安全安心2005」企画事業の一として、10月から青色回転灯を装備した公用車5台を導入し、市内を巡回して犯罪抑止に努めています。この車両は、地域の自主的な防犯パトロールにも活用されています。12月の「年末年始特別警戒」期間中は、パトロールを強化します。



## 火災警報器等の設置を義務付け

来年6月1日から

### ●悪質な販売業者にご注意ください!

火災警報器などを、市場価格を超える高価で販売したり、規定の性能を備えていない製品を無理やり売りつけたりする悪質な業者がいます。不審に思ったら、消防本部または広聴相談課内消費生活相談室へご連絡ください。

\*住宅用火災警報器等を消防署が販売することはありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。

\*業者による点検の必要はありません。

\*自動火災報知設備またはスプリンクラー設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器設置の必要はありません。

不審に思ったらご連絡を...

- ◇消防本部 ☎231・0355
- ◇消費生活相談室(広聴相談課内) ☎292・1000=直通

海老名市市火災予防条例の改正により、来年6月1日以降に新築する住宅には、住宅用火災警報器または住宅用火災報知設備を設置することが義務付けられました。また同年6月1日現在

に建設中の住宅と、既存住宅の場合は、23年5月31日までに取り付けていただくこととなります。詳しくは本紙3月1日号でお知らせします。